

岩倉市妊婦・産後・乳児健康診査及び新生児聴覚検査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、妊産婦及び乳児の健康の保持及び増進並びに異常の早期発見及び早期治療を図り、並びにB型肝炎の母子感染を防止するため、母子保健法（昭和40年法律第141号）第13条の規定に基づき実施する妊産婦及び乳児の健康診査（以下「健康診査」という。）並びに新生児聴覚検査（以下「聴覚検査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 健康診査は市内に住所を有する妊産婦（以下「妊産婦」という。）及び乳児（1歳1か月児に満たないものをいう。以下「乳児」という。）を、聴覚検査は市内に住所を有する新生児（出生後28日を経過しない乳児をいう。以下「新生児」という。）を対象とする。

(健康診査及び聴覚検査)

第3条 健康診査及び聴覚検査は、市長が契約した県内の医療機関（以下「委託医療機関」という。）又は委託医療機関以外の医療機関（助産所を含む。以下「県外医療機関等」という。）で行うものとする。

2 健康診査の回数は、妊婦1人につき14回（多胎妊婦の場合にあっては、19回）、産婦1人につき2回、乳児1人につき2回とし、聴覚検査は、新生児1人につき1回とする。

3 健康診査及び聴覚検査の内容は、次の表の左欄の種類に応じ、それぞれ当該中欄の回数ごとに、当該右欄の検査を実施するものとする。

健康診査の種類	回数	検査内容
(1) 妊婦健康診査	第1回	基本健診、超音波検査、初回血液検査（A B O血液型、R h（D）血液型、末梢 ^{しょう} 血液一般、血糖、梅毒血清反応（S T S）、梅毒トレポネーマ抗体定性、H B s抗原、H C V抗体定性・定量、不規則抗体、H I V-

		1, 2抗体価、ウイルス抗体価（風疹 ^{しん} ）
	第2回	基本健診
	第3回	基本健診
	第4回	基本健診、超音波検査
	第5回	基本健診
	第6回	基本健診
	第7回	基本健診
	第8回	基本健診、超音波検査、血算、血糖、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア感染検査
	第9回	基本健診
	第10回	基本健診、GBS検査（子宮頸管 ^{けい} の細菌検査）
	第11回	基本健診
	第12回	基本健診、超音波検査、血算
	第13回	基本健診
	第14回	基本健診
	多胎分 （5回分）	基本健診
	子宮頸がん	子宮頸がん検査
(2) 産後健康診査	第1回	基本健診、メンタルチェック（育児ノイローゼ、産後うつ状態のチェック）
	第2回	基本健診、メンタルチェック（育児ノイローゼ、産後うつ状態のチェック）
(3) 新生児聴覚検査	新生児	聴覚検査（（自動）聴性誘発反応検査又は（自動）耳音響放射検査）
(4) 乳児健康診査	第1回	一般診察
	第2回	一般診察

備考 1 妊婦健康診査のうち「基本健診」とは、健康状態の把握

並びに子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査(糖及び蛋白^{たん})、体重及び身長(1回目のみ)の検査並びに保健指導(食事指導、生活指導、保健及び福祉サービスの支援)をいう。

- 2 産後健康診査のうち「基本健診」とは、産後の健康状態の把握並びに子宮復古、悪露、血圧、尿(糖及び蛋白)、体重及び乳房の状態の検査並びに授乳状況の把握(母乳、人工乳、混合栄養、ビタミンK及びビタミンDの補充説明)をいう。

(受診票)

第4条 市長は、妊娠の届出があった者に対し、次の各号に掲げる受診票の区分に応じ、当該各号に定める枚数を交付する。ただし、第2号に掲げる受診票は、多胎妊婦に限り交付する。

- (1) 妊婦健康診査受診票第1回から第14回まで(様式第1から様式第14まで) 各1枚
- (2) 妊婦健康診査受診票多胎分(様式第14の2) 5枚
- (3) 妊婦健康診査受診票子宮頸がん(様式第15) 1枚
- (4) 産後健康診査受診票第1回及び第2回(様式第16及び様式第16の2) 各1枚
- (5) 新生児聴覚検査受診票(様式第17) 1枚
- (6) 乳児健康診査受診票第1回及び第2回(様式第18及び様式第19) 各1枚

2 他の市区町村において妊娠の届出をした後に市内に住所を移し、本市において健康診査を受けたことがない者は、前項の受診票の交付を受けようとするときは、妊婦・産後・乳児健康診査及び新生児聴覚検査受診票等交付(再交付)申請書(様式第20)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、第1項の受診票を交付するものとする。この場合において、前項の申請をした者が転入前の住所地の市区町村において公費により受けた健康診査があるときは、当該健康診査に該当する健康診査の受診票を除いて交付するものとする。

- 4 市長は、受診票の交付状況を明らかにしておくものとする。
- 5 受診票を毀損し、又は紛失した者は、受診票の再交付を受けようとするときは、妊婦・産後・乳児健康診査及び新生児聴覚検査受診票等交付（再交付）申請書を市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、前項の申請があったときは、その内容を確認し、相当と認めるときは、再交付する受診票の欄外に「再交付」と朱書した上で、当該受診票を交付するものとする。

（受診票の有効期間）

第5条 受診票の有効期間は、妊婦健康診査については交付の日から分娩の前日までとし、産後健康診査については産後8週以内とし、聴覚検査については生後4週間までとし、乳児健康診査については出生の日から1歳1か月に達する日の前日までとする。

（受診）

第6条 受診者は、愛知県内の委託医療機関又は県外医療機関等に受診票を提出して健康診査を受けるものとする。

（健康診査の実施）

第7条 委託医療機関又は県外医療機関等は、前条の規定により受診票の提出を受けたときは、受診者の住所地を確認した上で、健康診査を行うものとする。

（費用の請求）

第8条 委託医療機関が健康診査を行った場合の当該健康診査に要した費用の請求は、健康診査の結果の報告とともに各月分をまとめて、翌月の10日までに妊婦・産後・乳児健康診査及び新生児聴覚検査費請求書（様式第21）を愛知県国民健康保険団体連合会に提出することにより行うものとする。

- 2 前項の規定により委託医療機関が市長に請求できる額は、岩倉市と一般社団法人岩倉市医師会との間で締結した契約書に基づく委託料の単価及び岩倉市と公益社団法人愛知県医師会との間で締結した契約書に基づく委託料の単価（第5項において「委託料の単価」と総称する。）とする。
- 3 市長は、委託医療機関から第1項の規定に基づく費用の請求があったときは、その内容を審査し、請求のあった月の翌月末日（「電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」（令和3年12月3日付け保連発1203第1号）における「保険医療機関又は保険薬局

に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求に関する取扱要領」に定める診療報酬の請求に当たり、電子情報処理組織等を使用する場合の届出を行った保険医療機関又は保険薬局については、原則として請求のあった月の翌月20日)までに支払うものとする。

- 4 県外医療機関等で健康診査又は聴覚検査を受診した者は、当該健康診査又は聴覚検査に要した費用を直接その医療機関に支払い、健康診査又は聴覚検査終了後、その結果の報告とともに妊婦・産後・乳児健康診査及び新生児聴覚検査県外医療機関等受診請求書(様式第22)に当該医療機関の領収書を添えて、市長に提出するものとする。
- 5 前項の規定により県外医療機関等で健康診査又は聴覚検査を受診した者が請求できる費用は、委託医療機関の委託項目に該当する健康診査又は聴覚検査の項目とし、その額は、委託料の単価の範囲内とする。
- 6 市長は、県外医療機関等で健康診査又は聴覚検査を受診した者から第4項の規定に基づく請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(事後指導)

第9条 委託医療機関及び県外医療機関等(以下「委託医療機関等」という。)は、梅毒血清反応(S T S)陽性、梅毒トレポネーマ抗体定性陽性、H B s 抗原陽性、H C V 抗体陽性、H I V 抗体陽性又はH T L V - 1 抗体陽性と判明した妊婦に対して、梅毒、B型肝炎、C型肝炎、H I V 又はA T L の母子感染の防止に必要な事項について適切な保健指導を行うものとする。

- 2 市長は、健康診査及び聴覚検査の結果に基づき、妊産婦及び乳児の保護者に対して必要に応じて保健指導を行うものとする。

(秘密の保持及び目的外使用の禁止)

第10条 委託医療機関等、岩倉市その他本事業の関係者は、健康診査及び聴覚検査の対象者の秘密保持に最大の配慮を払うとともに、本事業により知り得た秘密を本事業の目的以外に使用してはならない。

(雑則)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日において、現にこの要領による改正前の第3条第3項の規定による第8回の健康診査を受診済の者についての第10回の健康診査の受診については、平成24年3月31日までの間は、改正前の同項の規定による第10回の健康診査を受診することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の日において、現にこの要領による改正前の第3条第3項の規定による第8回及び第10回の健康診査受診票を交付済の者についての第8回及び第10回の健康診査の受診については、平成25年3月31日までの間は、改正前の同項の規定による第8回及び第10回の健康診査を受診することができる。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。